

総務建設常任委員会

平成26年6月25日

葛城市議会

総務建設常任委員会

1. 開会及び閉会 平成26年6月25日(水) 午前9時28分 開会
午前11時48分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	赤井 佐太郎
副委員長	岡本 吉司
委員	川村 優子
〃	西川 朗
〃	朝岡 佐一郎
〃	吉村 優子
〃	阿古 和彦
〃	下村 正樹

欠席した委員 なし

4. 委員以外の出席議員

議長	西川 弥三郎
議員	内野 悦子
〃	増田 順弘
〃	白石 栄一

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長	山下 和弥
副市長	杉岡 富美雄
企画部長	吉村 孝博
人事課長	下村 喜代博
〃 主幹	吉川 正人
総務部長	山本 眞義
総務財政課長	安川 誠
〃 主幹	森岡 偉晃
生活安全課長	門口 昌義
税務課長	西村 圭代子
〃 補佐	河合 忠尚
収納促進課長	西川 嘉則
都市整備部長	生野 吉秀

〃	理事	土 谷 宏 巖
	建設課長	石 田 勝 則
〃	主幹	木 村 喜 哉
〃	補佐	竹 本 淳 逸
	都市計画課長	松 村 吉 章
	産業観光部長	河 合 良 則
	農林課長	池 原 博 文
	商工観光課長	岸 本 俊 博

6. 職務のため出席した者の職氏名

	事務局長	寺 田 馨
	書記	中 井 孝 明
	〃	谷 口 亜 耶

7. 付 議 事 件 (付託議案の審査)

議第26号	葛城市税条例の一部を改正することについて
議第27号	葛城市都市公園条例の一部を改正することについて
議第31号	平成26年度葛城市一般会計補正予算(第1号)の議決について

調 査 案 件 (所管事項の調査)

- (1) 地域活性化事業「新 道の駅建設事業」について
- (2) 尺土駅前周辺整備事業に関する事項について
- (3) 行財政改革に関する事項について

開 会 午前9時28分

赤井委員長 おはようございます。本日、早朝より皆さん集まっておいただきましてありがとうございます。本日の協議案件に従いまして会議を進めますので、よろしくご協議お願いいたします。

委員外議員の出席、増田議員、内野議員。

一般の傍聴の申し出が2名あります。

お諮りします。一般の傍聴を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

赤井委員長 ご異議なしと認め、一般の傍聴の入室を許可いたします。

(傍聴者入室)

赤井委員長 なお、発言される場合は必ず挙手をいただき、指名いたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、発言されるようお願いいたします。また、携帯電話をお持ちの方は、必ず電源を切るかマナーモードに切りかえるようお願いいたします。

ただいまより、本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

初めに、議第26号、葛城市税条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

部長。

山本総務部長 おはようございます。総務部の山本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ただいま上程になっております議第26号、葛城市税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の葛城市税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成26年3月31日公布されたことに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、浸水防止用設備に係ります課税標準の特例措置、ノンフロン製品、自然冷媒を利用いたしました一定の冷凍・冷蔵機器に係ります課税標準の特例措置、公害防止設備に係ります課税標準の特例措置、汚水または廃液の処理施設、大気汚染防止法の指定物質排出抑制施設、土壌汚染対策法の特定有害物質排出抑制施設等を対象といたしました償却資産につきまして、地域決定型地方税制特例措置、いわゆるわがまち特例と呼ばれておりますこの特例によりまして、特例率を市町村の条例で定めるものでございます。

改正規定につきましては、平成26年4月1日以降に取得されます償却資産に対しまして課すべき平成27年度以降の年度分の固定資産税について適用することとなるわけでございます。

それでは、お手元にお配りさせていただいております新旧対照表に基づきましてご説明申し上げます。この表の左側、すなわち改正前でございます。そして右側が改正後、新となっております。赤色のアンダーライン部分、これが改正部分といったまとめ方をさせていただいております。

まず、1ページからご覧いただきたいと思っております。1ページの上段でございます。葛城市税条例附則第10条の2、この条文につきましては、法附則の第15条第2項第1号等の条例で定める割合に係ります改正でございます。葛城市税条例附則第10条の2の見出し中、「法附則第15条第2項第6号」を「法附則第15条第2項第1号」に改め、葛城市税条例附則第10条の2

第1項を葛城市税条例附則第10条の2第4項とし、同項の前に新たに次の3項を加えるもの
でございます。

まず、葛城市税条例附則第10条の2第1項でございます。汚水または廃液の処理施設に係
ります設備に係る特例措置でございます。水質汚濁防止法に規定いたします特定施設、指定
地域特定施設を設置いたします工場または事業場の汚水または廃液の処理施設の設備に課す
べき固定資産税の割合を規定いたすものでございまして、課税標準となります価格に、3分
の1という地方税法等の一部を改正する法律で示されました率を参酌いたしまして、6分
の1以上2分の1以下の範囲において、条例で定めるものでございまして、その割合を標準的
な特例率であります3分の1と定める規定でございます。

続いて、葛城市税条例附則第10条の2第2項でございます。大気汚染防止法の指定物質排
出抑制施設に係ります特例措置でございます。大気汚染防止法に規定いたします指定物質排
出施設から排出されます指定物質の排出に資する施設のうち、活性炭利用吸着式の指定物質
処理施設に課すべき固定資産税の割合を規定いたすものでございまして、標準課税となるべ
き価格に、2分の1という地方税法等の一部を改正する法律で示されました率を参酌いたし
まして、3分の1以上3分の2以下の範囲において、条例で定めるものでございまして、そ
の割合を標準的な特例率であります2分の1と定める規定でございます。

続きまして、葛城市税条例附則第10条の2第3項でございます。土壤汚染対策法の特定有
害物質排出抑制施設に係る特例措置でございます。土壤汚染対策法に規定いたします特定有
害物質の排出または飛散の抑制に資する施設のうち、活性炭利用吸着式の特定有害物質処理
施設に課すべき固定資産税の割合を規定するものでございまして、課税標準となるべき価格
に、2分の1という法律で示されました率を参酌いたしまして、3分の1以上3分の2以下
の範囲において、条例で定めるものでございまして、その割合を標準的な特例率でございま
す2分の1と定める規定でございます。

続いて、葛城市税条例附則第10条の2第4項でございます。税制改正によりまして、葛城
市税条例附則第10条の2第1項から葛城市税条例附則第10条の2第4項とする改正でござい
まして、下水道の除害施設に係ります固定資産税の特例措置をうたった内容でございます。

続いて、葛城市税条例附則第10条の2第5項でございます。これも税制改正によりまして、
葛城市税条例附則第10条の2第2項中、「法附則第15条第9項」を「法附則第15条第8項」
に改め、葛城市税条例附則第10条の2第5項とする改正でございます。この内容につきまし
ては、雨水貯留浸透施設に係ります固定資産税の特例措置をうたった内容でございます。

続いて、葛城市税条例附則第10条の2第6項でございます。税制改正によりまして、葛城
市税条例附則第10条の2第3項中、「法附則第15条第37項」を「法附則第15条第34項」に改
め、葛城市税条例附則第10条の2第6項と改正する内容でございまして、都市再生特別措置
法に規定いたします管理協定の対象となった備蓄倉庫に係ります固定資産税の特例措置をう
たった内容でございます。

次に、葛城市税条例附則第10条の2第6項の次に、新たに次の2項を加える改正でござい
ます。

まず、葛城市税条例附則第10条の2第7項でございます。水防法の浸水防止用施設に係ります特例措置でございます。水防法に基づき、浸水想定区域に存在いたします地下街等の所有者または管理者が当該地下街等におけます降水時の避難の確保及び降水時の浸水の防止を図る設備に課すべき固定資産税の割合を規定いたすものでございまして、課税標準となるべき価格に、3分の2という法律で示された率を参酌いたしまして、2分の1以上6分の5以下の範囲におきまして、条例で定めるものでございまして、その割合を標準的な特例率でございます3分の2と定める規定でございます。

続きまして、葛城市税条例附則第10条の2第8項でございます。ノンフロン製品に係ります特例措置でございます。フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に規定されております冷蔵機器及び冷凍機器であって、自然冷媒を利用いたしましたものに課すべき固定資産税の割合を規定するものでございまして、課税標準となるべき価格に、4分の3という法律で示された率を参酌いたしまして、3分の2以上6分の5以下の範囲におきまして、条例で定めるものでございまして、その割合を標準的な特例率でございます4分の3と定める規定でございます。

最後に、附則についてでございます。附則第1条は、施行期日を、「公布の日から施行する」と規定しております。

2ページに移りまして、附則第2条では、固定資産税の適用に係りますそれぞれの経過措置を規定しております。

第2項は污水または廃液処理施設の適用に係ります経過措置を、また第3項では大気汚染防止法の指定物質排出抑制施設の適用に係ります経過措置を、続く第4項では土壤汚染対策法の特定有害物質排出抑制施設の適用に係ります経過措置を、また第5項では浸水防止用施設の適用に係ります経過措置を、そして第6項はノンフロン製品の適用に係ります経過措置を、それぞれ規定いたしました内容となっております。

以上で、簡単ではございますが、葛城市税条例の一部改正につきましての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議お願いいたします。

赤井委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

赤井委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

赤井委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第26号議案を採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

赤井委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第26号は原案のとおり可決することに決定いたします。

した。

次に、議第27号、葛城市都市公園条例の一部を改正することについてを議題といたします。
本案につき、提案者の内容説明を求めます。

部長。

生野都市整備部長 都市整備部長の生野でございます。よろしくお願いたします。

ただいま上程いただきました議第27号、葛城市都市公園条例の一部を改正することについてをご説明申し上げます。

これにつきましては、吸収源対策公園緑地事業として整備を行いました足田公園の823.44平方メートル、木戸公園の1,464平方メートルが平成25年度末に完成したことに伴いまして、葛城市都市公園条例第2条第1項の規定によりまして、別表に次のように加えるものでございます。

足田公園、葛城市足田400番地1。

木戸公園、葛城市木戸183番地1。

以上でございます。ご審議よろしくお願いたします。

赤井委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

下村委員。

下村委員 私、忘れていたことがあるのかわかりませんので、ちょっとお聞きしておきたいのは、これは葛城市都市公園条例ということ、都市公園ということなんですけども、これ以外にも私が目にするには、例えば木戸池公園とか、それと新在家にあります、ふるさと公園かな、尺土には尺土池ふれあい公園とかいうのがここには記載されていないんですけども、この違いというのを、同じ公園のように思うんですけども、補助金の違いとかあると思うんです。私、記憶にないので、そこらを教えてほしい、まずは。ほかにももっと公園あると思うんですけども、違いを教えてほしいんです。

赤井委員長 部長。

生野都市整備部長 ただいまのご質問でございます。今、お手元の資料には屋敷山公園、新町、葛城山麓、JR新庄駅、北道徳、新村、薑というように公園を記されているわけですが、事業手法によりまして、都市計画公園の関係上の補助金との関係が大きく左右するわけですが、それに伴って設置いたしました公園を挙げさせていただいていると。ご指摘の木戸池、二上山ふるさと公園につきましては、都市公園事業としての実施を行っておりませんので、この条例に載っていないと。簡単に説明させていただければ、そういうことになろうかと思っております。

以上です。

赤井委員長 下村委員。

下村委員 補助金の問題でここには記載されていないと。ということは、今言っていました木戸池公園とかふるさと公園とかは、どこかの条例にまたあるわけですね。それは都市公園と呼ばずして、行政側ではどういう呼び方をしているのか、教えてもらえますか。

赤井委員長 部長。

生野都市整備部長 例えば、上程させていただいておりますのが、葛城市都市公園条例。葛城市公園条例というのがございまして、先ほど説明させていただいております、ふるさと公園、木戸池なり、おのおの各大字にあります児童公園等につきましては、その公園条例の方に記載されているということでございます。

以上です。

赤井委員長 下村委員。

下村委員 わかりました。これ要望なんですけども、私も例えば新村公園とか北道穂公園とか、余り面識がないということと、新しく疋田公園、木戸公園というのもまた都市公園に入れるということなんですけども、これは委員長にもちょっと言うのだったんですけども、きょうは時間的な問題があるんですけれども、わざわざ1人で行くのもなんやから、一度、委員会と何か全員で見学といいますか、そういう場を持ってもいいなという要望だけしておきたいと思えます。

以上です。

赤井委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

赤井委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

赤井委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第27号議案を採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

赤井委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第27号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第31号、平成26年度葛城市一般会計補正予算（第1号）の議決についてを議題といたします。

なお、本案につきましては分割付託をされておりますので、本委員会の関係部分につき、提案者の内容説明を求めます。

部長。

山本総務部長 それでは、ただいま上程になっております議第31号、平成26年度葛城市一般会計補正予算（第1号）につきましてのご説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。平成26年度葛城市一般会計補正予算（第1号）についてでございます。全体といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億4,445万5,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ165億2,554万5,000円といたすものでございます。

また、第2条では継続費をお願いいたし、続く第3条では継続費の補正を、また第4条では地方債の補正をお願いいたすものでございます。なお、分割付託されておりますので、常任委員会に付託されております部分につきましてのご説明を申し上げます。

補正予算書の5ページをお開き願いたいと思います。第2表の継続費についてでございます。5款農林商工費、3項商工費で継続費をお願いいたします事業名は、葛城山麓地域農業・農村価値創出における人材育成事業でございます。継続費総額は1,301万4,000円、うち年割額につきましては、平成26年度で730万5,000円、平成27年度で570万9,000円と、2カ年度にわたって年割額を設定いたすものでございます。

ページめくっていただきまして、7ページをお願いいたしたいと思います。第4表の地方債補正についてでございます。補正の内容は変更でございます。起債の目的、地域循環型社会形成推進事業でございます。補正前の限度額6億6,430万円を、補正後3億1,090万円に変更いたすものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じとなっておりますのでございます。

続きまして、事項別明細書の10ページをお開き願いたいと思います。歳出の事項別明細書から説明をさせていただきます。まず、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費。補正額につきましては151万2,000円でございます。法律相談業務等委託料の追加となっております。次に8目の自治振興費でございます。補正額は100万円で、街灯等整備事業補助金の追加となっております。次に2項徴税费、3目過年度支出金でございます。補正額は1,600万円で、過誤納金還付金の追加となっております。

次に、11ページに移りまして、5款農林商工費、1項農業費、3目農業振興費でございます。補正額は130万7,000円でございます。農政活性化推進協議会負担金の追加、また経営体育成交付金事業補助金の追加となっております。次に3項商工費、4目緊急雇用創出事業費でございます。補正額は730万5,000円。先ほど継続費の設定ということで、2カ年度にわたって実施いたします葛城山麓地域農業・農村価値創出における人材育成事業に係ります平成26年度の年割額でございます。次に、6款土木費でございます。2項道路橋りょう費、3目尺土駅前周辺整備事業費。補正額につきましては270万円でございまして、バリアフリー化整備で近鉄南大阪線尺土駅構内に設置されますエレベーター設計費に対する補助金となっております。

続く12ページでございます。4項都市計画費、4目吸収源対策公園緑地事業費でございます。補正額は152万円、土地鑑定手数料でございます。続いて7款消防費、1項消防費、3目消防施設費でございます。補正額は200万円でございまして、地域防災組織育成助成事業補助金となっております。次に、8款教育費、5項社会教育費、6目文化会館費でございます。補正額は減額の132万9,000円でございます。これは報酬から賃金に組み替える内容となっております。このうち総務建設常任委員会の所管分につきましては、嘱託員報酬で減額の248万5,000円となっております。

続いて、13ページでございます。補正予算給与費明細書でございます。特別職につきましての明細でございます。補正前と補正後の比較で申し上げます。職員数につきましては、補正

前617人に対しまして、補正後616人で、1人の減となっているところでございます。次に報酬につきましてでございます。補正前2億7,846万6,000円に対しまして、補正後2億7,598万1,000円でございます、248万5,000円の減額となったところでございます。給与費明細につきましては以上でございます。

続きまして、歳入に移らせていただきます。事項別明細書の8ページをお開き願いたいと思います。

14款県支出金でございます。2項県補助金、4目農林商工費県補助金につきましては、補正額795万8,000円の追加となっております。経営体育成交付金で40万3,000円の追加、薬用作物生産振興促進事業補助金で25万円、緊急雇用創出事業補助金で730万5,000円の追加となっておりますところでございます。

次に、17款繰入金でございます。1項1目財政調整基金につきましては、補正額は622万2,000円の減額、繰戻しとなっておりますところでございます。

続きまして、19款諸収入でございます。3項4目の雑入でございます。補正額は212万円の追加でございます。このうち総務建設常任委員会の所管分につきましては、自治総合センターコミュニティ助成金で200万円の追加となっております。

ページめくっていただきまして、9ページをお開き願いたいと思います。20款市債、1項2目衛生債でございます。補正額は3億5,340万円の減額でございます。一般廃棄物処理事業債の減額でございます。

以上、簡単ではございますが、本補正予算につきましての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

赤井委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。質疑につきましては、ページ数もおっしゃっていただきますようお願いいたします。

質疑はありませんか。

吉村委員。

吉村委員 ただいまご説明いただきましたけど、11ページの第5款農林商工費の緊急雇用創出事業費ですね。葛城山麓地域農業・農村価値創出における人材育成事業委託料です。これは国の補助金100%ですけれども、この内容を具体的にお願したいのと、もう1点、その下の尺土駅前のエレベーター、これは1基分なのか、それも内容をもう少し詳しくお願したいと思います。

赤井委員長 課長。

池原農林課長 おはようございます。農林課の池原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまご質問ありました緊急雇用創出事業におけます葛城山麓地域農業・農村価値創出における人材育成事業委託料についてご説明をさせていただきたいと思います。

この事業は、地域経済を活性化し、日本再興戦略による経済成長を確実なものとするために、地域において産業、社会情勢等の実情に応じた多様な人づくりにより、若者や女性、高齢者等の潜在力を引き出し、雇用の拡大など、全員参加を可能とする環境を整備するとともに、賃金の上昇や家計所得の増大、処遇改善に向けた取り組みを推進する事業であります。

この地域人づくり事業には、雇用拡大プロセス事業と処遇改善プロセス事業とに分かれており、今回事業を執行させていただきたいのは、雇用拡大プロセス事業であります。この事業は、失業者に対してOJTやOFF-JTなどの方法を組み合わせた人材育成、就業支援計画に基づき事業を行う必要があります、事業終了後におきましては、雇用者を正規就業させなければならないなどの条件などがあります。今回この地域人づくり事業の雇用拡大プロセス事業に取り組むもので、事業名としまして葛城山麓地域農業・農村価値創出における人材育成事業であります。事業概要といたしましては、葛城山麓の資源であります農産物等を活用した商品開発を進め、地域ブランドの展開による新産業を創出するため、総合的に企画立案できる人材を育成し、あわせて耕作放棄地等での生産に取り組む農業者団体への六次産業化に向けた商品開発、技術向上を支援するものであります。

雇用期間終了後におきましては、企画マネジメントを習得した人材みずからが、引き続き農業者等へのマーケティング戦略を支援することで、売上高の拡大を推進するものであります。事業費といたしましては平成26年度、平成27年度の継続費で行いたく、平成26年度は730万5,000円、平成27年度は570万9,000円の計1,301万4,000円で予定させていただきたいと思っております。

以上でございます。

赤井委員長 課長。

石田建設課長 建設課の石田でございます。よろしくお願いたします。

ただいま吉村委員の質問でございますけれども、尺土駅構内の事業でありまして、全体計画といたしましては、平成26年度、平成27年度の2カ年工事としておりまして、駅構内のエレベーター設置2基を予定しておるところでございます。

以上でございます。

赤井委員長 吉村委員。

吉村委員 最初の人材育成の分なんですけれども、何名とか具体的なはないんですか。どういうところに何名とかいうのはないのですか。それと、もう一つの尺土駅前のエレベーターの分だけですか、それも。

赤井委員長 課長。

石田建設課長 ただいま申し上げましたように、平成26年度、平成27年度の2カ年工事といたしておりまして、工事内容につきましては、駅構内の駆体工事またエレベーターの設置工事、関連附帯工事となっております。具体的には、先ほど申し上げましたように、エレベーター2基、誘導ブロック、障がい者対応型のトイレ、券売機の改良というような形で計画をしておるところになりまして、平成26年度につきましては、建築の設計費に係る事業費といったところで6分の1を計上させていただいておるところでございます。

以上です。

赤井委員長 課長。

池原農林課長 農林課の池原でございます。

ただいまの地域人づくりの質問でございますけれども、具体的な内容はこれから協議する

ところでございますが、現在におきましては、雇用1名をお願いしまして、その雇用者を終了後においては雇用していただく予定をしております。

赤井委員長 吉村委員。

吉村委員 雇用1名って、2年間100%ですよ。そしたら3年目から。国の補助というのは、最初は国が補助金出しますよ、あとは市がやりなさいよというわけですけども、この1名というのは市が雇用するんじゃないんですか。それもお伺いしたいと思います。それと、今6分の1負担ということですけども、そしたら全体の補助金の内訳ですね、市は6分の1、あと国、県、それだけ。

赤井委員長 課長。

石田建設課長 この事業につきましては、生活交通改善計画書に記載されることが必要でございます。地域公共交通のバリア解消促進事業というところで位置づけられるという事業でございます。国からは3分の1、県と市が6分の1、あと近鉄が3分の1を負担するという事業でございます。

以上でございます。

赤井委員長 課長。

池原農林課長 農林課の池原でございます。

人づくり事業につきましては、業者の方で雇用していただき、そこでノウハウをつけていただき、新たに就業していただくということでございます。

赤井委員長 吉村委員。

吉村委員 どこの業者かわかりませんが、その業者で引き続きということですね。わかりました。それと尺土の方は、これはみんな待ち望んでいたエレベーターですので、これの方はいいなと思うんですけども、私の一般質問しましたように、外側のエレベーター、早くなるように、用地買収、お願いしておきます。

赤井委員長 ほかにございませんか。

下村委員。

下村委員 関連です。今の尺土駅構内のエレベーターの件で、あれは駅構内の、外部じゃなくて、ホームへおりの上り線、またこっち下り線ですね、そこへつけるエレベーターの設計の補助金6分の1。僕、素人なりに思うんですけども、近鉄の本当の、外へ出る部分じゃなくて、中の部分ですね、これ市から補助出さんなのかなというような考えもありますし、それともう一つ、補助金の6分の1を出すということは、今度実際に取りつけといるのか、エレベーターを設置するときの費用、かなりかかると思うんです、2基で。そのときも市から何分の1か、6分の1になりますか、その費用も出さなければいけないのかどうか、教えていただきたい。

赤井委員長 部長。

生野都市整備部長 ただいまのご質問についてご説明申し上げたいと思います。

まず、この事業につきましては、皆様方ご存じのように、平成21年度に策定いたしました葛城市バリアフリー基本構想に基づいた中で、その当時は1日当たりの乗降客が5,000人以

上が対象駅となっておったわけでございます。次に平成22年度に国のバリアフリー基本方針に掲げられた整備目標が、1日当たりの乗降客が3,000人以上に緩和されたことによりまして、尺土駅の今の1日当たりの乗降客は4,345人であるため、対象駅となったことによりまして、奈良県地域交通改善協議会における平成26年度生活交通改善計画書に記載されたことによりまして、地域公共交通バリア解消促進事業に対象するという事で、先ほど石田課長申し上げましたように、国から3分の1、地元自治体、県が6分の1、市が6分の1、近鉄が3分の1とする事業でありまして、ここに掲げておりますのは、平成32年度までに原則として整備が義務化されたということございまして、今回、平成26年度、平成27年度の予算で補助金を予定いたしておるわけでございまして、先ほど来ご説明申し上げますように、平成26年度については、エレベーターを含む他の施設の設計費用の1,600万円の6分の1と。なお、この総事業費につきましては2億4,000万円を予定されておりますので、工事費が決まりましたら、その工事費の6分の1が市の負担になるということでございます。ということで、一応平成27年度予算で、そういう建築の施工に伴う予算を計上させていただく予定にいたしております。

以上です。

赤井委員長 下村委員。

下村委員 駅構内のエレベーター設置の件については6分の1、今後も設置の6分の1、これはよくわかりました。新市建設計画の中で、近鉄尺土駅の南側に、外部ですね、エレベーター1基つくわけですね。それもバリアフリー対策ということで、私は以前から聞いておるわけなんですけども、一般の市民の方といたしますか、利用される方で、お年寄りから聞くのは、南側にできますよと。北側の外部のエレベーターは全く今のところは計画がないかどうか、お聞きしておきたいんですけども。

赤井委員長 部長。

生野都市整備部長 ただいまのご質問でございます。南側につきましては、駅前広場整備事業といたしまして、エレベーター1基を予定いたしております。北側につきましては、今現在予定いたしておりませんので、南側の完成を見た後に検討を行いたいというように思います。

以上です。

赤井委員長 ほかにございませんか。

どうぞ。阿古委員。

阿古委員 先ほどの葛城山麓地域農業・農村価値創出における人材育成事業委託料730万5,000円。その説明の中で業者という言葉が出てきたんですけども、ちょっとイメージとして湧きにくいんですけども、どういう業者に、まだ決まっていないでしょうから、どういう業者に雇用を。これ多分、業者に雇用させる賃金的なものなんかと思うて聞いてたんやけども、どういう業者にどういう内容の人材を雇用させる考え方なんですか。

赤井委員長 課長。

池原農林課長 ただいまのご質問でございますけれども、業者として現在考えておりますのは、コンサルティング業をしていて、六次産業等役務業務をしている業者の方をお願いしたいと思っ

ております。

以上でございます。

赤井委員長 阿古委員。

阿古委員 要は、これコンサルやと言わはったけども、それやったら何を目的にしてあるのかな。じゃ、コンサルの方に新しい人材を1人雇っていただいて、それでその人に今度何をしてもらうための、勉強してもらうわけですね。違うのかな。コンサルやったらコンサルに完全に委託料を渡しているんやけど、緊急雇用対策やから当然人材で、その人材が将来的に葛城市の山麓地域の農業やとか農村価値創出におけるどんな仕事をする人を育成してもらうわけですやろ、これから。どういうことをしてもらう、要はカリキュラムかな、結局、組んでもらうつもりでいてはるのかな。

赤井委員長 課長。

池原農林課長 ただいまのご質問ですけれども、勉強というのか、中身につきましては、マネジメント、また企画力を新しく雇用される方につけていただき、地域に商品開発ができる人材を伝授していただく予定をしております。

赤井委員長 阿古委員。

阿古委員 そうすると、そういう企画能力やとか商品開発能力をつけていただいて、さっき出しましたけど、緊急雇用終わりますやん、そうしたら今度は市として採用する、それもと新会社として。今言うたはるのは、イメージ的には多分、商品開発やったら道の駅をイメージしたのかなという気はしていたんやけども、そちらの方で採用していただくようなイメージなんですかね。

赤井委員長 課長。

池原農林課長 ただいまのご質問ですけれども、そういったイメージの中で、また新道の駅等、そういった方向づけで、トータル的に総合マネジメントのできる人材を、道の駅だけではなく、またいろいろな、今後山麓地域等でまた新たな企業等が出てきた場合についても対応できるような方向性で考えていきたいと思っております。

赤井委員長 阿古委員。

阿古委員 それやったら、初めからそういうプロの人いたはるんやから、人材育成やと言わへんで、プロの人を雇いますねんという方が早いんちゃうかな。説明の仕方が、僕の聞き方が悪いんかどうかしらんけど、今現在そういう能力を持つてはる人って多分いっぱいいたはると思いますわ。そやから、そういう人らにどういう知恵を出してもらうための委託料ですねという方が僕らはわかりやすいように思うんやけども。今から新たに雇って育成していくんやというんじゃないくて、今現在そういう能力を持つてはる方って多分いっぱいいてると思うんですよ。そういう人を雇いますねんと、緊急雇用対策で雇いますねんという表現の方がわかりやすいような気がするんやけども。それやったら、今言うてる2カ年というのは無駄にならないわけですよ、今現在。

赤井委員長 部長。

河合産業観光部長 今、池原が説明申し上げたわけでございますけども、あくまでも今現在そういう

形でコンサルティングをしている方をそのまま雇用して、その期間が終われば、その方を道の駅に採用するというような思いはいたしておらないわけでございまして、あくまでもこれは新規のノウハウのない人にノウハウを育成していただく。そういうことですので、あくまでも今そういうノウハウを持っていない人をそこで、会社の方で雇い入れていただきまして、その中にそういう形のノウハウを植えつけていただいて、それで雇用期間が終われば、うまくいけば新道の駅の方に行くのか、それとも今現在の「當麻の家」の道の駅の方に採用していただくか、これは先の話でございますので、まだはっきりと、終了された方がどこへ採用されるかということについては、それはまだわからへんわけでございますけれども、今ははっきりと言っておきたいのは、現在そういうノウハウを持っておられる方を採用するというわけじゃない。あくまでも新たにそういうノウハウを持っていない人に、現在の経営のコンサルティングをされている人が、その会社が新しい人、人材を採用していただきまして、その方に人材育成していただくということでございますので、今現在持っておられる方を採用するんじゃない、そういうことですので、ご理解いただきたいなと思います。

赤井委員長 阿古委員。

阿古委員 1名やとお聞きしたんですけど、1名で間違いはないんですか。その辺。

赤井委員長 部長。

河合産業観光部長 1名でございます。

以上でございます。

赤井委員長 阿古委員。

阿古委員 あのね、1名ですよ。それで教育してもら。これから教育してもらうんですね。それでいくと、これ2年間で1,314万円、これ年度割りしているから、初年度700万円ほどで2年度570万円、まあ600万円ですかね。これから教育してもらう人の人件費としては非常に高額過ぎないのかな。いろんな資格をお持ちで、それでそのプロとして働いていただくんやったら、それなりの能力給でもないけども、それぐらいの金額要るのかなという気はするんですけども、これから教育しますねんとおっしゃったから、これから教育するのに、僕はすごい高額のような気がするんですけども、その辺はどういう具合に考えているんですか。

赤井委員長 市長。

山下市長 緊急雇用の性質をご理解いただいていないというふうに思いますので。緊急雇用創出事業というのは、過去6年ぐらい前から失業者がふえ、そういう人たちをどのような形で社会に復帰してもらおうのか、ジョブトレーニングをしてもらって、新たな技術を持ってもらって、社会に参画してもら、職を持ってもらうということを目的に、国の方が始められたものでございます。過去、さまざまな形で葛城市も緊急雇用というものを活用させていただいて、いろんな事業をさせていただきましたけれども、絶対条件としては、2分の1は人件費であるということ。それ以外のものは2分の1しか使えないという形で、必ず2分の1は人件費にせよということですから、最大で今1,300万円出ておりますけれども、一番たくさん出せたとしても、2カ年で600万円ぐらいしか人件費としては出せないということです。今までと今年度からと大きく違うところは、今まではコンサル会社に委託をしたりとか、そういう

形をお願いをして、2カ年とか1カ年とか終われば、それで結構ですよというんじゃないくて、国の方も、きちっと育成をした人材が雇用される、活用されるということを見きわめていかなければならない。しかも、その人間が、能力が。もともとの能力というのを持っておられるの方が望ましいとは思いますが、そういう方に対してジョブトレーニング、先ほどもOJTと言いましたけれども、オン・ザ・ジョブ・トレーニング、仕事をしながらその仕事を覚えていくことですね。オフ・ザ・ジョブ・トレーニングですか、仕事を離れたときにいろいろと講習、講座を行いながら、そのコンサル等のノウハウを蓄積してもらって、その人材を育て上げていくというのを目的にしております。葛城山麓地域等でも、桑やソバ、キクイモ等々、いろんなものを使って地域の活性化を行いたいという地域の方々の集まりがたくさんできておりますけれども、それをどのような形でまとめ上げていくとか、また、コンサルティングとかマーケティングをしながら物販をしていくとかということをもとめてできる方というのが、なかなかそういう人材が育っていないというのも現状でございますから、そういうノウハウを持った人材を、これを機会につくらせていただきながら、その方が積極的にかかわっていけるような状況をつくっていきたいということで、国のこのシステムを活用させていただきながら、2カ年頑張ってください、できるならばその方が地域の活性化に貢献できるような人材として、地域の人たちがその方を活用しということは、雇用をしていただきながらできるようなものをしていきたいということでございます。

赤井委員長 阿古委員。

阿古委員 趣旨はお聞きしましたので。そやから、その人材がどういう教育を受けられるのかわからないけども、これ将来的に葛城市のために働いていただけるような人材が育つかどうかというのがやっぱり一番大きな問題かなというような気がします。それに対する教育費が、賃金半分やと言わはったから、コンサルに渡す手数料的なものが半分なんでしょうね、教育費がね。そやから、その価値があるのかというのは、これからやられた後でその成果というのは検証する必要が出てくるときが来るのかなという気はします。ただ、ちょっと驚いたのは、1名の方を採用して、それでコンサルの方で教育を受けられるという、そのやり方がちょっと不思議な気がします。というのが、結局、育成する作業というのは果たして、これハローワーク的な感覚ですよ、どちらかという。そやから、行政がこうやって何かやるときに、単純に言えば、そういう能力を持った人を活用する。そやから、教育まで、そこまでいきますねんという、この使い方というのはまた。人材育成のところまで、それが行政で持つていくというのはちょっとひっかかるというか、不思議な感じがします。まず、そうすると、人材の募集はどういう形でされるのかだけ、聞かせておいてもらえますか。

赤井委員長 課長。

池原農林課長 募集方法ですけども、現在考えておりますのは、業者につきましてはプロポーザルの方で決定していただき、業者の方につきましてはハローワーク等でその方を探していただきたいと思っております。

以上です。

赤井委員長 ほかにございませんか。

朝岡委員。

朝岡委員 少し、先ほど来質疑がありましたので、関連になるかもわかりませんが、この後もまたこの尺土の方については調査案件で進捗状況をお聞かせいただけたらと思うんですけども、この一般会計の今回の補正で、先ほど来、構内の設計の補助金ということ、これはよく理解させていただきましたが、先ほど生野部長からいろいろとお話を聞いていますと、平成22年度でしたか、地域のバリアフリー基本方針、これは駅のエレベーターだけじゃなくて、段差の解消とか、歩道のでこぼこ、そういうのを解決するとか、いろいろと地域の皆さんと、さまざまなバリアフリーに対する計画が出てきて、それに沿って今回こういうような形で尺土の駅前広場にあわせて、こういう計画も進めていただく。その基本方針という中に、今、下村委員おっしゃったように、北側ですね。いわゆるバリアフリーに対する考え方が当時どうやったかなと思いますけれども。特に橋の上の駅、橋上駅が、駅の構内の上下のホームにおられるエレベーターは当然ながら、今、市内でエスカレーター、階段等で改札口へ行く駅といえば尺土駅しかないわけで、当時たしか5,000人という乗降客がなければ、なかなか国の補助事業としたテーブルにのれないとおっしゃっていたようでございますが、それが3,000人ですか。ですから、尺土は適用するわけで。国はそういうような計画に基づいて、平成32年までに義務化したということなので、これは一度、南側は駅前広場ということで、この後いろいろご説明もあろうかと思うんですけども、これはこれで整備をしていただくということですが、やはり北側についても、当時のバリアフリー基本方針では、当然そういうような1つの流れができていないんじゃないかなと思ひまして、それを今現状として国が義務化したということ、もちろん事業主は近鉄になるのか、一体化で3者といたしますか、国と事業主と自治体と3者でやるのか、私も細かいことはわかりませんが、その辺、ご説明をもう少しつけ加えていただきたいと思ひます。

赤井委員長 部長。

生野都市整備部長 ただいまのご質問でございます。ご承知のように平成21年度に葛城市バリアフリー基本構想を策定させていただきました、いろいろとバリアフリー化に努めておるわけでございます。その中で今ご指摘の北側部分、先ほど下村委員のご質問にもあったわけでございますが、南側につきましては、この尺土駅前周辺整備事業でエレベーターは設置いたすということでございまして、北側についても地元から以前から要望もございまして、葛城市バリアフリー基本構想にも入っておるわけでございますので、国のバリアフリーの基本方針も変わったことによりまして、今後につきましては先ほど検討するという形で申しておったわけでございますが、その辺につきまして、十分国・県と協議をいたしまして、協議なり検討をより一層深めてまいりたいというように思ひますので、今現在その辺の状況等の分につきましては詳しい資料も手元にはございませんので、今後検討いたしまして、また回答させていただきたいというように思ひます。

赤井委員長 朝岡委員。

朝岡委員 ぜひ、地域の皆さん方からご要望もあるということをお聞かせいただきましたので、また検討材料に加えていただけて。これそういうような、今計上いただいているような割合で補

助がおりるということは、仮に南側にしても北側にしても、当然、近鉄もお金がかかるわけですが、ですからこれは全く市が100%負担してせなあかんというような事業になるんですか。それとも、国から3,000人以上という乗りおりの駅であるということに緩和されたわけですから、それ以上の乗りおりがあるということに対しては国が、先ほどこの負担金にしても3分の1が国で、県が6分の1で近鉄が3分の1と、それから地元が6分の1ということですが、この割合で北側のエレベーターが仮にテーブルにのせる場合に、財源としては同じような条件で設置できることになるのか、ここを少し、もう一度お願いします。

赤井委員長 部長。

生野都市整備部長 先ほどの6分の1負担分につきましては、近鉄の工事の分について市が6分の1を負担するというごさいまして、駅構外ですね、今度の場合につきましては。今の尺土駅前の周辺整備に伴うエレベーターもそうなんですけども、これにつきまして55%の補助で、近鉄等の負担はごさいせん。今度、今ご質問されておられます北側につきましても、バリアフリー基本構想に基づいて設置するということになりますので、国の補助採択は、申請で補助採択をいただければ、補助率は今申し上げることはできないんですが、受けられると思うんですけども、その中で国なり県なり近鉄の負担はないというように聞いております。ただ、国の補助金はいただくと。あと、補助裏につきましては市の負担になろうかなというように思います。

赤井委員長 朝岡委員。

朝岡委員 だから、南側についてはこの事業のベースで、その55%の補助の中で、近鉄の了解というか、お金は出してもらわんでも、その55%の補助と、市と一緒にこの広場の事業にのせてやる、これはよくわかります。北側は、今後こういう国のさまざまな事業採択を見て。北側のところへ設置するというたら、構外ですかね。それやったら微妙なとこやと思いますけどね。今のスペースでエレベーターをつけるとすれば、どこにつけたらいいのかとかいうのはいろいろあると思いますけども、そこはどの辺までが近鉄の敷地であるということもあります。五位堂の駅がたしか、最初は南側だけであったのが、北側の方にも設置したということで、やはり国の事業採択を受けられて設置したのは、あれは近鉄が幾らかお金を出したのかどうか、そこまでは聞いていないんですけどね。今特に、先ほどおっしゃられた地域交通バリアフリーですか。やはり国も少子化を初め、高齢化も含めて、また子育て世代のお母さんも含めて、バリアフリーということに関しては結構力を入れていると思いますので、もう一度よく調べいただきまして、できるだけ前向きにぜひご検討いただきたいと思いますが。

以上です。

赤井委員長 ほかにごさいせんか。

副委員長。

岡本副委員長 それでは、歳出の方から伺ってまいりたいと思います。10ページの一般管理費、法律相談業務委託料ということになっておるんですが、この内容について教えていただきたい。それから、先ほどから出ていますように、緊急雇用の関係で人材育成ということで説明を願っておるわけですが、阿古委員の質問もありましたけども、この制度を利用し

て、後々きちっと人材育成ができるのかということも私も心配しておると、市長の方から、以前から数年にわたってこの事業を活用してきたと。例えば平成24年度の乳製品の開発で1,000万円余り、これ当時としてあるわけやけど、今現在どういうふうな商品開発があって、どういう場所でその製品が葛城市の特産品として売られているのかというようなことですね。その辺も教えていただきたいというふうに思います。

それから尺土駅前広場、270万円、補助金出た。ここで事業費2億4,000万円、2カ年の継続事業、これが3分の1の補助金で市が6分の1、近鉄が3分の1、こういうふうに説明を受けているわけですけども、6分の1の補助金の根拠、これがどういう根拠になっとるんか。私思うのは、全国の私鉄協会の中で事業費の負担割合が定まっておる。それが6分の1協定が現在も残っておるんじゃないかなと。そういうふうな意味からして、負担金を出しなさいというふうな話になっとんやなど私は思うとるわけですけども、この尺土の駅前広場の事業、これに対して近鉄から6分の1の事業負担、必ずこれはもらえるのか。あるいは、今はこれ交通安全事業の事業費やと思うので、私鉄から6分の1の補助金をもらわないと、補助対象から外れるということはないのかと。今でも街路事業の場合は6分の1をもらわないと、補助対象カットされるというふうに私は考えております。それと、エレベーターの話がどんどん出とるわけやけども、今のこの助成金の中には駅構内ということで、今、部長の方からはっきり明言されていたんですけども、今は下村委員なり朝岡委員から出とるように、駅構外の南側に設置するエレベーター、いわゆる通路、これは本当に補助対象になるのかということもはっきり教えていただきたい。以前の委員会の説明では、補助対象にならんということを知っておるわけやけども、今、部長もかわったら、55%の補助対象になるということですので、その辺もお聞きしたいというふうに思います。

赤井委員長 課長。

下村人事課長 人事課の下村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま岡本副委員長の方から、法律業務の委託料の補正の関係につきましてご質問がございましたが、この件につきましては、市に対して訴訟等された場合の弁護士費用として100万円を計上しておりますが、當麻クリーンセンター稼働禁止確認請求事件の裁判が確定いたしましたして、葛城市の勝訴となりまして、訴訟終了に伴いまして、弁護士に報酬を支払わなければなりません。報酬につきましては、弁護士報酬規程によりまして、成功報酬として151万2,000円が必要となることから、151万2,000円の補正を計上させていただいた状況でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

赤井委員長 課長。

池原農林課長 ただいまご質問ありました、以前に緊急雇用で使いました酪農組合の牛乳を緊急雇用でした場合の今現在の状況なんですけれども、現在、その時点におきまして開発していただきました牛乳を使った蘇、酪等を使いまして、山田の方のレストランで今現在出しているしております。

以上でございます。

赤井委員長 部長。

生野都市整備部長 尺土駅構内の6分の1の件でございます。副委員長ご指摘の6分の1協定、民鉄協の6分の1協定にあるわけでございますが、この6分の1につきましては、先ほど来申し上げていますように、地域交通バリア解消促進事業として、国が3分の1、地元自治体が3分の1、近鉄が3分の1ということで、県と市がその3分の1を折半になりますので6分の1になったということで、6分の1協定と同じ率になっておるんですけども、6分の1協定ではないということでございます。そして、尺土駅前広場の6分の1協定の分につきましては、以前、計画の段階からこの民鉄協の6分の1協定には該当しないというように私の方は聞いておりますので、近鉄の6分の1負担はないということでございます。確かにご指摘のように、駅前広場につきましては6分の1、それは土地で出すのか、事業費で出すのかというのがいろいろあるわけございまして、近鉄新庄にしても忍海にしても6分の1協定があるわけでございますが、この分につきましては、事業採択のときに6分の1に該当はしないということでございますので、そういった中で、近鉄からの負担はないということでございます。あと、エレベーター等、通路につきましても、このバリアフリーの構想について、平成22年度に要綱等が変わっておりますので、それにつきましては、今、補助採択を受けるよう申請をしていくということでございます。

以上です。

赤井委員長 副委員長。

岡本副委員長 まず、弁護士の成功報酬、當麻クリーンセンターで151万2,000円、こういうのが増額補正するということですが、昨年12月にも補正をされとるわけですね、175万円ですか。そのときにも成功報酬ということを知っておるわけやけども、この成功報酬と今のその成功報酬とは違うわけですか。

それと、今言われた乳製品ですね。畜産ならショップで販売しておられるということで。個人のところで売ってはるわけ。それようけ売ってはるの。後でええわ。その辺は違いがあったさかいね。そういうようなことで、今、人材育成にしてもありがたいわけやけども、市長の方から話があったように、例えば今の山麓地域でいろんな活動しておられる中、人材育成をして、いろんなことをまとめていただいて、地元の特産品に開発していく。それは結構なことやと思いますけども、そういうふうにできるような方法を講じてもらいたいというふうに思います。

尺土の駅前、部長の方から話があったわけですが、民鉄の6分の1協定、これも生きたるわけやけど、近鉄から負担金をもらわんとということをおっしゃってはるわけやけども、私鉄からもらわんでも、補助金というのは問題ないということ。それは交通安全事業やから問題ないわけ。街路事業であつたら、必ず事業者負担というのが出てくるはずやわな。駅前広場というのは誰のためにつくるんやと。近鉄のためにつくるんか、市民のためにつくるんかという考え方やと思うんですね。やっぱり基本的には行政がするということは、市民のために、市民の利便性のためにつくるということが一番根本やと思うわけやけども、市民のためにつくるけども、その私鉄は誰が利用するねんと。市民の人も利用すると。そういうふう

なことから、国の方で国鉄時代にそういう協定をされた。当初は4分の1であったやつが、私鉄の方で6分の1にしてくれと。今国鉄がないので、そのまま6分の1協定が残っている。私は今もそういうふうに思っております。私もこれについては確認しますが、本当に補助金なしで事業できるかどうか、私は心配しております。

それと、今言うてる通路、これも補助対象になるということでおっしゃっておられるわけやけども、地下通路、高架というのか、この分についても、当初は市単独やった。当然、構外のエレベーターも単独やと聞いたわけやけども、先ほど言うたように、部長かわられたら、補助対象になると。補助対象になるというのは結構なことやと思いますけども、そこらきちっとしとかなないと、また先で、補助対象になりますよと言うていたやつが、実はあきませんねんと。やっぱり、市長がいつもおっしゃってはる、皆さんからいただいた税金、無駄のないように税金をきちっと使っていく、これは基本やと言うたはるわけやから。大きな事業ですので、そういうのはきちっとしといてほしいというふうに思います。

赤井委員長 課長。

下村人事課長 人事課の下村でございます。

先ほど岡本副委員長の方からご質問があった件でございます。昨年補正させてもらった件につきましては、懲戒処分の取り消し訴訟に関する裁判の結審がございまして、補正させてもらった件でございますが、裁判内容におきまして、弁護士報酬の基準に基づきまして、それぞれ報酬額を決定されておりますので、それぞれ裁判の内容につきましていろいろ変わってきますので、その内容によりまして弁護士報酬を決められますので、金額の違いが出てきているものと思われま。

以上でございます。

赤井委員長 課長。

池原農林課長 乳製品でございますが、現在、畜産ならショップではなく、山田の個人のレストランでございます。

赤井委員長 部長。

生野都市整備部長 民鉄協の6分の1協定の件でございます。これにつきましては、この尺土駅前広場につきましては、駅と広場が通過道路に分断されている中で、6分の1協定には値しない。今までおのおの過去に整備いたしました近鉄新庄、JR大和新庄、近鉄忍海につきましても、道路とは分断されず、都市計画決定の中での事業を行ったわけで、6分の1協定に該当した中で、6分の1を民鉄側からいただいているということになるかと思えます。あと、デッキ等、エレベーターの補助につきましては、補助採択を受けられるよう、先ほど来申し上げておりますバリアフリー基本構想に基づきまして申請を上げていくということでご理解をいただいたらと思えます。

以上です。

赤井委員長 副委員長。

岡本副委員長 とりあえず、いろんな形で努力を願いたいというふうに思います。

その次に、公園事業の土地の鑑定料、今この補正をされているわけですけども、なぜこの

今の時期に補正をされるのか、あるいはこれはどの場所を鑑定されるのかよくわかりませんが、鑑定されるのであれば、筆数がどのくらい、事業費、いつから事業を行っていくとか、そういうふうなことの説明を願いたいというふうに思います。それから、消防施設費で宝くじの補助金がついとるわけですが、この分につきましては地域防災組織育成ということになつとるわけやけど、この中身について教えていただきたいというふうに思います。

赤井委員長 課長。

門口生活安全課長 生活安全課の門口でございます。

ただいまの質問でございます。地域防災組織育成助成事業補助金200万円の説明でございます。この事業費ですが、コミュニティ助成事業の実施主体ですが、自主的に自主防災活動等を実施される太田自主防災会に補助をさせていただきたいと思っております。この助成申請の方ですが、自主防災、防災活動を積極的に展開される中で、宝くじの助成事業があることを聞かれまして、平成24年10月1日に可搬式消防ポンプ車の購入補助の要望書が提出されまして、平成24年10月に奈良県知事を通じて、当課より助成申請書を提出しました。平成25年4月1日付で奈良県知事より、平成25年度コミュニティ助成事業助成金の申請は、財団法人自治総合センター理事長の審査の結果、不決定いたしますと通知がありました。再度、平成26年度の当事業の申請案内が県の安全・安心まちづくり推進課を通じて来ましたので、平成25年11月に再度申請書を提出しまして、平成26年3月27日付で奈良県知事を通じまして自治総合センターより助成の決定の連絡がありました。この助成事業の補助金につきましては、交付決定されました交付団体に直接交付されるべきものですが、全国的に行われている事業ですが、対象が多く、事務処理が大変困難ということですので、一旦市町村の口座に振り替えられまして、交付団体に支払われるものでございます。助成金の取り次ぎ事務をさせていただくために、今回補正をお願いするものでございます。よろしく申し上げます。

赤井委員長 部長。

生野都市整備部長 吸収源対策公園緑地事業の土地鑑定手数料の152万円についてでございます。これにつきましては、違法盛り土の場所でございます、ご質問されております土地の筆数でございますが、まず新庄商事の競売物件を土地開発公社で購入していただいております。それにつきましては、公簿面積が2万7,346平方メートルで、寺口地区に4筆、太田地区に4筆あるわけでございます、強制売却のときの現況面積につきましては4万2,990平方メートルでございます、これについての鑑定がまず1点ございます。そして、北側の購入予定地につきましては、公簿面積が6,840平方メートル、22筆で地権者が5名おられるわけでございます。これについての土地の鑑定の手数料でございます、鑑定を行いまして、用地交渉を行い、購入をする予定をいたしておるわけでございますが、これに基づきまして、県の方につきましては、この違法盛り土の県の担当部分は当然工事をしていただくわけでございます。その切り下げ等に必要な用地も、先ほど言いましたように公簿面積の6,840平方メートルが必要となるので、購入させていただきたい。これにつきましては、今現在、県の方に吸収源対策公園緑地事業で補助申請を行う準備をいたしておるわけでございます、補助採択があり次第、今年度中に補助が追加でいただけるようでしたら、補正を行いまして、措

置をしていきたいなというように思っております。なお、県の補助金につきましては違法盛り土の関係で、十分県と協議もいたしておるわけでございますので、県の役割分担、市の役割分担があるわけでございまして、これにつきまして、最初は葛城市土地開発公社の方で先行買収を理事会の方をお願いをいたしておるわけでございます。

以上です。

赤井委員長 副委員長。

岡本副委員長 門口課長の方からいろいろご説明していただいて、今の説明では主に可搬ポンプの購入やというふうに思うんですね。過去に平成23年ですか、竹内。平成24年が尺土、八川、太田、そのうちの竹内と太田がポンプ購入となっておりますけれども、市の方も自主防災組織を各大字でつくるようにというので、かなりできてきている。その中で、各大字でポンプを持つてはるわけやけど、非常にポンプも古くなってきているということで、そういうことを含める中で、この可搬ポンプの償却というのか、どのぐらいの年数を見ておられるのか、あるいはまた今後、大字で持つておられる、いつかは買いかえになってくる、そういうふうな購入希望の場合は、この宝くじを使っていくのか。あるいは、今たまたまその宝くじがあるからこうやっていますよと。将来について、ほかの事業費で整備していくというふうになるのか、その辺のことも教えていただきたいなというふうに思います。

生野部長から土地の鑑定ということで話があったわけですが、まずは私はこの鑑定を補助対象に入れられないかなということと、土地鑑定というのは、購入の場合に基本的には行うということであると思います。今、例えば道の駅の場合でも土地鑑定、たしか平成23年の事業費の中で平方メートル1万5,000円ということの事業費を算出されておった。もちろん鑑定としておられる。市長も、公共用地というのは鑑定をとって、その鑑定価格以下でしか買えないということもはっきり明言したある。当然のことやと思います。そやから、この鑑定を組む時期、予算の時期、例えば今、部長おっしゃったように補助申請しているということになれば、当然当初予算の中で、補助申請をされて当初予算のときに平成26年度で内示が来るのかどうかということも、大体担当課はわかっていると思うんですね。6月に補正を組んで、それで今年買いまんねんというのは、そんなにうまいこと補助事業がつくのかということと、補助の申請の仕方というのか、それは県の方と相談されているのかしらんけども、途中でうまいことつくんなかなというふうに思います。

それと私が心配しておるのは、鑑定をとられて、鑑定金額というのは最高金額やと私は思うてます。鑑定金額100としたら、100以上は出せませんよというのが鑑定金額。ところが、いろんな事業をやっておられる中で、どうも公園事業あるいは国鉄・坊城線、ここの事業を見ておったら、私が勝手に判断しとんのかしらんけども、単価が非常にばらついとる。今、市長おっしゃるように、全部鑑定もとって、鑑定に基づいて購入をしている。私もそういうふうに信じています。しかし、実際の購入価格を見たら、ばらつきがあるので、その辺も葛城市内としてある程度の中身の調整をしないと、この前の一般質問に出とったように、こういう事業、なかなか前向いて進みにくい原因の1つになってるんやないかなというふうに思います。ですから、その鑑定料、何も私は上げたらあかんということではないわけですが、

やっぱり土地の鑑定の発注の仕方、そこらをよく勉強していただいてやっていかないと、余りにもばらつきが多いように私は思います。決して何もおたくらが不正したはると、そんなこと言うてるのと違いまんねんで。どうもばらつきがある。そやから余計事業が進まんのと違うかなと。それと、今言うたように6月に鑑定の補正が上げられてくる。それでこれから申請してまんねんと。例えば平成26年つかへんかったときに、平成24年度では事業がついた。ほならこの鑑定価格で買いますよ。それが正しいのかどうかということもつながってくるということですので、購入するときには、その鑑定に基づいてこういう金額で買取するのが正しいですよというのが鑑定やからね。そこらをどういうふうに考えておられるのか、もう一遍聞かせていただいたら。よろしくをお願いします。

赤井委員長 市長。

山下市長 消防の方ですね、それは岡本副委員長からの提言やというふうに受けとめさせていただきます。いろいろな各大字で可搬ポンプ等持っておられる、老朽化しているようなところもあるから、市長、それをいろいろと検討してあげてくださいという提言やというふうに受けとめさせていただきますので、各大字の実態をもう一度調査し、その上でどうしていくべきなのかということを考えさせていただこうというふうに思っております。

鑑定のことにつきましては部長に譲りますけれども、鑑定価格に近いところでしか買えないというふうに言っております。鑑定価格以下じゃないと買えないというような話もしていないわけでございます。鑑定価格に近いところでしか買えないよというような話ですので、近いようなニュアンスですけれども、言っていることが違いますので、そのあたりはご承知おきをいただきたいと思っております。

赤井委員長 部長。

生野都市整備部長 この吸収源に対しての今現在補正の件でございますが、これにつきましては公社で強制競売で購入した土地も入っておるわけございまして、購入が決定いたしましたのは3月でございますので、本来わかっておれば、新年度予算として計上すべきものであったというのも理解はいたしております。その中で3月に最終決定いたしましたので、この6月補正をさせていただいたと。その中で、事業につきましても、この平成26年4月4日に県土木マネジメント部砂防課等と協議を行いまして、市の方で公社で購入しておる違法盛り土の土地、また盛り土を下げる用地についても協議を行いまして、市の方で土地開発公社の方で先行買収予定をしているということで、県土木部の方も今年度補正に対応できるように努力するというように聞いておりますので、先ほど申しましたように、この用地購入につきましては、用地の買い戻しにつきましては、年度中で国の補正があった時点で対応させていただきたいというように思っております。

そして、土地鑑定の事務費について、なぜ国庫補助の採択を受けないのかというご質問でございます。これにつきましては、平成19年度の会計検査の指摘によりまして、今までは人件費、事務用品等につきましては、当然事業費によって違うわけなんですけども、人件費なり需用費等、電話代、電気代等もおのおの事務費として計上しておったわけでございますが、会検上のいろいろな細かい指摘の中で、平成20年度からは一切事務費を計上しないで、全て

事業費の方に補助を充てているということでございます。

そして、次に鑑定額についてでございますが、やはり土地鑑定に出して、土地鑑定費用に基づきまして用地を購入いたしておるわけでございます。先ほど副委員長ご指摘のように、用地価額にばらつきがあるということをおっしゃったわけでございますが、これにつきましては、おのおの1路線につきましても、新庄駅前通り線を例に出しますと、やはりこの長い900メートルほどの部分でございますし、事業年次も違いましたので、おのおのその都度、関係等を考慮いたしまして、用地の購入をいたしております。やはりばらつきということにつきましては、年次等のこともありますし、駅前通り線でしたらバブルの経験もいたしておりますので、大きな差異があったというように認識をいたしております。ほかの路線につきましても、市街化区域、調整区域等々で鑑定額も違いますし、道路幅員によっても路線価も違いますので、ばらつきは多少出ているかなというように思います。すなわち、それによって、鑑定につきましても、同じ事業で1つの鑑定じゃなくして、何カ所かに分けて鑑定しているということで、その鑑定額に基づいて、地権者に合意をいただいて、契約をいたしておるということでございます。

以上です。

赤井委員長 副委員長。

岡本副委員長 いろいろ、部長の方から詳しく説明をしていただいたわけですが、国の方の会検の指摘があった事務費、今までは大きな事業に対して年間2,000万円もろうとった。今まで全て補助事業になっておった。ところが、だんだんだんだん国の方も金がなくなってきた。市町村にどんどんどんどんしわ寄せしてきているということの中で、今言われたように事務費、役務費、当然必要とする経費ですけども、それが皆、市町村に回ってきているということになってきたら、だんだんだんだん市町村も苦しくなっているというふうなことで、その辺も考慮した中で、事業費を抑えるところは抑えてもらいたいというふうに思います。

それと、土地の購入にばらつきがある。部長おっしゃるように、10年も15年も路線のかかる事業、当然単価が違う、これは当然ですよ。私はそんなこと言うてるのと違いますよ。例えば平成26年度なら平成26年度、平成25年度なら平成25年度で買収された事業、各事業によって単価差が、ばらつきがあるん違うかと私は言うてるだけであってね、今、部長おっしゃるように、事業というのは5年刻みですけども、5年間で終われる事業もあれば10年間のできる事業、バブルも来りゃ、地価の高騰、下降もあるわけです。そんなこと私は言うてるのと違う。だから、内部である程度の調整をしないと、用地買収は難しいですよということを私は提言しているわけです。例えばここの公園事業、平成25年度に買収したあるわけですね。公園事業で買収した坪単価、例えば道の駅で購入した坪単価、誰かて比較するわけですよ。そういうふうなことをして、ばらつきがあるん違うかと私は言うてるだけで、1つの今、部長がおっしゃった、路線を例に出して言うていただいたけど、その10年とかかかる分についての、そんなばらつきと私は思っておりませんのでね。その辺の誤解のないようお願いしたいというふうに思います。

赤井委員長 ほかにございませんか。

川村委員。

川村委員 ほとんどの項目について、皆さんお聞きいただきましたので、1つ、11ページの5款農林商工費、1項農業費の19節負担金のところの農政活性化推進協議会負担金50万円、これは多分、補助対象になっているのかなと思うんですけど、そのあたりの回答と、どういったところにそういう推進、農業振興として捉えていただいているのかということ。それともう一つ、宝くじの方、消防費のところの地域防災組織助成事業ですね。これは今回、宝くじの助成事業として多分申請していただいた経緯かと思うんですけども、例えば宝くじ助成事業もいろいろな多方面にわたって補助事業があると思うんですけども、例えばスポーツ振興、子どもたちのスポーツ振興等あった場合は、そういった手続を踏まれて市の方で取り扱っていただけるのかということについてもお願いしたいと思います。

赤井委員長 課長。

池原農林課長 ただいまご質問ありました農政活性化推進協議会負担金50万円の件でございます。この事業につきましては、農政活性化推進協議会が現在奈良県の方で進めております薬用作物生産振興促進事業について、一緒になって農業振興を図っていくものでございます。この薬用作物生産振興促進事業とは、奈良県におきまして平成23年度より、漢方のメッカ推進プロジェクトが推進され、奈良県ならではの漢方分野の蓄積を生かして、漢方作物の生産、漢方関連の製造、販売に関する振興もさることながら、新たな商品、サービス業等の創出も視野に入れて、県内産業の活性化を図っていくことを目的とされ、現在、奈良県下におきましては、五條市、十津川村、下北山村、黒滝村、明日香村が取り組んでおられます。このようにしまして、現在、本市におきましても薬用作物を、役行者の時代より葛城山麓地域において歴史ある作物栽培として作付されており、大和生薬として生産振興されていたものです。そこで大和生薬の復活を行い、葛城生薬として地域の活性化を図るものであり、また、新産業の創出を期待できるものであります。事業費といたしましては、実証補助、運営等で50万円を予定しており、歳入といたしましては、県補助金としまして2分の1の25万円を予定しております。

以上でございます。

赤井委員長 部長。

山本総務部長 宝くじのコミュニティ助成の件でございます。財団法人自治総合センターの方では地域のコミュニティの活動の充実強化ということで、この事業がなされておるわけでございます。本補正で上げております地域の防災組織の育成事業、これも1つのコミュニティ事業であるならば、ただいま川村委員おっしゃったような青少年健全育成事業についても、それぞれ助成事業の範囲になっております。当財団の方で要綱がございまして、ここで助成事業の実施主体というのがうたわれておるわけでございます。それについて、市町村もしくは市が認めているコミュニティ施設、こういったものの活動、こういう条件がございまして、この中で市町村もしくは市が認めるコミュニティ施設に基づく活動であるという位置づけであるもとに、助成事業が各市の担当所属課の事務分掌の中でそういった活動状況があると、助成対象になるということであれば、担当部署を通して、奈良県そして自治総合センターの方に

申請を上げると、こういう流れとなっております。なお、毎年これが採択されるものでもございません。まず県内での応募の状況の中で県でテーブルに上げていただいて、そして自治総合センターの方で再度、採択の是非を選別されると、こういう流れとなっております。

以上でございます。

赤井委員長 川村委員。

川村委員 ありがとうございます。漢方という新しい分野に、またこの山麓地域が活性化するといい、非常にいいことだと思いますし。地域としては何名ぐらいで、どの地域でされているんですか。

赤井委員長 課長。

池原農林課長 地域としましては、山田地区を中心とした葛城山麓地域で現在やっていただいております。年数的にはここ2年ぐらいを試験段階としてやっていただいている現状です。現在、3名でされておられます。

赤井委員長 川村委員。

川村委員 ありがとうございます。3名ということですが、3名の方が今から漢方栽培に取り組んでいただく。例えば耕作放棄地などの利用というところにも焦点を当てていただければ、なおいいいことかなと思います。また、このことが六次産業化につながるのであれば、先ほど言われました人材育成事業の指導者も含めて、山麓、今南側の地域、山田の地域も先ほど言われたレストランとかそういったところでもされているようですので、山麓地域の活性ということでは非常にいいことだと思いますので、ぜひしっかりとそれが実になるような形でご指導いただければと思います。

宝くじの助成に関しましても、今、防災でずっと毎年ということはないですけども、結構、葛城市としてはたくさんいただいているような経緯もあります。この防災分野だけじゃなくて、これから青少年育成のジャンルにも、宝くじのこの助成が。ちょっとほかの市町村に聞いたんですが、なかなか葛城市はしっかりとそういった手続をやっていただいて、非常にいい待遇を受けているというふうに言われたことがあるんですけども、そういった手続をしっかりとらえていただいて、大いにこういった補助事業を皆さんに知らせていただければと思いますし、またこれからも大いにとりやすいところで、補助をいただけるということでしたら、ぜひしっかりと間を取り持っていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。ありがとうございます。

赤井委員長 ほかに質疑ありますか。

(「なし」の声あり)

赤井委員長 質疑ないので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

赤井委員長 討論ないので、討論を終結いたします。

これより議第31号議案の関係部分を採決いたします。本案の関係部分を原案のとおり可決

することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

赤井委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第31号の関係部分は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案の審査は終了いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時11分

再 開 午前11時20分

赤井委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

途中ではございますが、白石議員、委員外議員として出席いただいております。

引き続きまして、総務建設常任委員会の所管事項の調査案件についてであります。

初めに、地域活性化事業「新 道の駅建設事業」についてを議題といたします。本件について、現在の事業の進捗状況等について理事者より説明願います。

部長。

生野都市整備部長 新道の駅の事業進捗状況についてご説明申し上げます。ハード部分につきましては私の方から、ソフト面につきましては河合部長の方から説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

まず最初に、道の駅整備事業に伴う用地の買収率でございます。地権者24名おられまして、21名が用地買収済みでございます。残り3名の方がおられるわけでございます。2名の方につきましては間もなく契約をする予定でございます。1名につきましては、建物の移転関係がございまして、ただいま地元も含めまして移転先の検討を行っておるわけでございます。決定次第契約をしていただきまして、移転の開発許可行為に入っていくという予定になっております。

続きまして、今、皆様方のお手元に配付させていただいておりますA3の図面でございます。これにつきましては、都市計画法第34条第9号に基づく開発の事前協議用の図面でございます。第34条第9号と申しますのは、道の駅が沿道サービス業に当たる分でございます。その協議の図面でございます。今現在その協議の進捗でございますが、これにつきましては、店舗面積が1,000平方メートル未満になりますので、大店法等の規制はかからないわけでございますが、何分大きな事業でございますので、県の関係課と今、事前の事前の打ち合わせを行っておるわけございまして、参考に申し上げますと、環境政策課、廃棄物対策課、景観・自然環境課、エネルギー政策課、農村振興課、道路建設課、道路管理課、河川課、砂防課、下水道課、教育委員会文化財保存課、警察本部交通規制課と、あと高田警察署、高田土木事務所、葛城保健所と、順次、県の建築課に出すべく、事前協議用の書類の提出までの事前の事前協議を行っている段階でございます。

続きまして、当用地の工事の件でございます。皆さん方ご存じのように、この道の駅部分と道の駅建設予定地の間に吉野川分水が通っているわけございまして、これにつきましては、大和平野と協議も済んでおります。その中でこの吉野川分水の通水終了後に暗渠の工事

を行う予定をいたしております。それに伴いまして、一部、県道部分の造成工事に入っていく予定をいたしております。そして、次に道の駅の予定地部分、公園部分の造成につきましても、設計完了次第入っていききたいという予定をいたしております。なお、県の方の教育委員会文化財保存課の方で発掘の試掘を行ったわけでございまして、この中で3基の石室が出てまいりました。その中で2基につきましては、全て解体というように聞いております。1基につきましては保存する可能性が出てきておりますので、10月ごろに本掘りといいますか、今試掘でしたので、本掘りをさせていただきまして、解体するか保存するかという決定をいただく予定となっております。なお、保存となりますと、この公園部分のどこかの場所に県教委と市の教育委員会とも協議いたしまして、その石室を保存していく予定をいたしております。ハード面の進捗については以上でございます。

続きまして、河合部長の方からソフト面について説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

赤井委員長 部長。

河合産業観光部長 ハード部分につきましては生野部長の方からご説明を申し上げたとおりでございます。ソフト部分につきましてはのご説明を申し上げたいと思います。

今年3月の総務建設常任委員会の中で進捗状況を報告させていただいた、それ以後のことについてでございます。まず、全体の面積につきましては、一応3.3ヘクタールということになっております。また、導入にかかわりまして、施設の配置でございますけれども、これにつきましては商業施設と道路の地域情報施設の分棟方式という形の中で、吉野川分水より東につきましては駐車場とトイレ、それから無料休憩所、道路情報、地域情報等の道の駅の施設を配置するというところでございます。また、分水より西側につきましては、農産物の直売所、加工所、特産品の販売所などの入った、建物形状につきましてはL字型の商業施設ということで、それとイベント広場、また散策路を備えました公園を配置するというところで、おおむね協議が調っておるところでございます。

また、商業施設内に設ける収益施設でございますけれども、この分につきましては地域の連携機能ということで、地元産の農産物の提供、販売を行います農産物の直売所、また市内で製造、また地元産の特産品の供給販売を行います特産品の販売所、それから地元産の農畜産物を使いました総菜、弁当、ジェラート等の加工、販売を行う加工所、それから地域食材の喫食を提供する農家キッチン、また起業を目指す活力ある市民の商業活動への参入機会を提供するチャレンジショップ、その他一般テナント等の導入を予定いたしておるところでございます。また、非収益施設につきましては、先ほど申し上げましたように、休憩機能また情報機能といたしまして、道路の交通情報なり地域の観光情報などの発信を行う道路の情報施設、またトイレ、また無料休憩所、駐車場を整備するという形の中で、今現在、具体的な規模等につきましては検討中ということになっておるところでございます。なお、商業施設につきましては、1階部分が約2,300平方メートル、2階部分につきましては1,000平方メートルの2階建てを予定いたしておるところでございます。

それから、新会社の企業理念また基本方針についてでございます。新会社の企業理念につ

きましては、葛城市の市民、また産業、自然、歴史などの経営資源を生かし、道の駅を市内外の多様な交流の場として経営し、事業を安定軌道に乗せ、地域活性化に貢献しますということでございます。

また、道の駅の整備の基本方針でございます。これには4項目あるわけですが、1項目につきましては、地域情報を発信し、交流人口の拡大を図るということございまして、葛城市の情報発信機能を高め、着地型観光拠点にしますということでございます。また、道の駅や山麓の利活用を通じて、家族、世代、市民相互、市内外、県外など、多様な物、事、人、組織の交流を促進するということでございます。

2点目といたしまして、広い視野でさまざまな人たちの安全・安心を支えますということ、休憩、休息の場や道路情報を提供し、交通安全を促進します。また、2点目といたしましては、直売所から地元産の新鮮、安心・安全な食を提供しますということでございます。それから、災害時の利活用を計画し、道路利用者、地域住民の安心・安全を確保しますということ。それから環境保全PR拠点としての地域の安心・安全を支えるということでございます。それと高齢者が安心してにぎわいを体験し、ふれあいを楽しめる場を提供しますということでございます。

それから、3点目といたしましては、地産池消を推進し、葛城市の食のレベルを高めますということでございます。その中で、地場産物の販売拠点となり、産地の振興を図る。また、旬を通じ体験する場づくりを通じて、食育を推進します。それから、葛城市の地域力を生かして、農商工連携によります特産品の開発、振興を図りますということでございます。

それから、4点目でございますが、活躍の場、雇用の場を通して、地域の活力を創出しますということ、出荷や施設運営、イベント等を通して、老若男女がかかわり、活躍できる場をつくります。それから、人がにぎわい、かかわり、交流することで、新たなにぎわいと活力を創出しますということでございます。

以上が4点の基本方針という形になっておるわけですが、これをもとに今現在協議を行っていただいているというところでございます。

それから、会社の設立の関係についてでございます。この件につきましては、発行株式の価格でございますが、今現在のところ、1株当たりを10万円とするという形で協議が行われております。それと発起人の関係でございますが、発起人につきましては、法人を含めまして15人から20名の間で今現在協議をされておるところでございます。それと、発起人の引き受ける株数につきましては、個人の発起人につきましては10株を保有するという形で協議が行われておるところございまして、近々におきまして第1回の発起人会を開催されるという予定となっております。

以上、3月に報告いたしました進捗以降の進捗状況ということで、ご報告を申し上げます。以上でございます。

赤井委員長 ただいま報告願いましたが、このことについて何かご質問等ございませんか。

副委員長。

岡本副委員長 今、両部長から説明していただいたわけですが、この図面を見る限り、道の駅建

設予定地、L型の建物配置になつとるわけやけども、この物産販売するところと、道の駅のサービス面の施設、1つの建物になるということになりますの。河合部長、今、分水で、東と西に分けて説明してくれはったわけやけど、西の部分には道の駅の施設はできるわけやな。道の駅の施設になるわけかい。

赤井委員長 部長。

生野都市整備部長 申しわけございません。私の説明不足でございます。河合部長申しましたように、この地下貯水調整池というものがあつたわけでございます。この西側に道の駅の部分の休憩所、トイレ等の建設を行う予定でございます。この図面上、その部分が載っておりません。先ほど私申しましたように、沿道サービス業としての道の駅の部分の開発の事前協議用の書類でございましたので、この部分が載っていなかったということでございます。この調整池の西側に配置する予定をいたしております。多少、この調整池の位置が狂う場合がございますので、決定次第、平面図に載せさせていただきます、説明をさせていただきたいと思ひます。ご理解よろしくお願ひいたします。

赤井委員長 ほかにございせんか。

(「なし」の声あり)

赤井委員長 ないようであれば、本件については本日はこの程度にとどめたいと思ひます。

続きまして、尺土駅前周辺整備事業に関する事項についてを議題といたします。

本件につきましても、現在の事業の進捗状況等について理事者より報告願ひます。

部長。

生野都市整備部長 尺土駅前周辺整備事業について、用地の進捗状況をご説明申し上げたいと思ひます。なお、個人名称等のことがございますので、以前よりこの番号で表記をさせていただきます。皆様お手元に配付いたしております、平成26年3月31日現在の買収箇所につきましては9件ございまして、赤で記させていただきます。まず東側からご説明申し上げますと、17番の方につきましては、11番のところですね、10番の南側で予定地も決まりまして、今現在建物の設計をしていただいているということでございます。次の15番、16番につきましては、葛下川の西に分譲地が建つておるわけでございますが、その西側で代替地を予定いたしております、その場所に移転をお願いいたしておるというわけでございます。そして13番につきましては、今現在代替地の方を、以前、西忠木材跡地に何軒か移つていただいたわけでございますが、その場所の選定と、他の場所へと今思案されておる、間もなく結論を出していただけるかなというように思っております。

そして、続きまして、1-2と1につきましては、鋭意用地交渉をさせていただいているということでございます。9番の方につきましては、15番と16番の方と同じ、大字につきましては先ほど申しおりましたが、大字は八川地区になるわけでございますが、その場所はこの9番、15番、16番の方をお願いしているということでございます。なお、次の2番につきましては、今、代替地の移転先を検討願ひしていると。いろいろ提案も、地元尺土区長にもいろいろお世話をおかけいたしまして、転居先の分を大変苦慮していただいているわけでございますが、そういう中で代替地が決まり次第、お願ひをいたすということでございます。

3番の方につきましては、駐車場利用でございまして、建物補償等がございませんので、道路工事完了が決まれば、直ちに契約をするということをおっしゃっていただいておりますので、契約間近かなというように思っております。

次に、工事面につきましては、本年度この用地交渉に専念するために、事業費では計上していないわけでございまして、本年度は今申し上げました残りの用地、8人の方々に用地交渉を行いまして、一日も早く買収が終わるよう、今年度は努めていきたいというように思っておりますので、ご理解よろしく願いいたします。

以上です。

赤井委員長 ただいま報告願いましたが、このことについて何か質問等ございませんか。

下村委員。

下村委員 この図面で、事業区域のことなんですけども、以前にもこういう図面というか、現在はこうですよという説明をいただいて、そのときの資料を持っていたらよかったですけれども、私のお聞きしたいのは、この真ん中に尺土駅と赤で、ちょうど真ん中のちょっと上部分が尺土駅ですね。その上、これ地下道から出てきたところになるんですけれども、以前、事業区域に入っていたように思うんですけれども、地下道で北側へ抜けるときに、昔からの里道があるんですよ。そこを拡幅するという予定で事業区域に入っていたように記憶しているんですけれども、そこだけはっきり聞いておきたいです。

赤井委員長 部長。

生野都市整備部長 今のご質問でございます。尺土駅の北側に道路が2本またがってあるわけでございますが、その尺土駅の正面の道路を上へ上がっていただいて、少し右に曲がるとるわけでございますが、ここの隅切りといいますか、ばちの拡幅を予定する中で、事業区域ということになっておったということでございます。一部拡幅をして、隅切りも行って、車が通行しやすいようにさせていただくという中で、尺土駅前周辺と同時期にする事業区域で示しておったということでございまして、今現在は示させていただいておりますのは、この用地買収部分等を含む中の事業区域なんですけども、以前の図面は先ほど来申し上げますように、今おっしゃっている道の一部拡幅と道路の隅切りですね、角度をやわらかくするという分が入っておりますので、その分についてはこの事業とあわせて行う予定はいたしております。

赤井委員長 下村委員。

下村委員 今の部長の説明でどうにかわかりましたけれども、この部分に記載されていないので。僕一番初めに聞こうと思ったのは、これを後で改修するのかどうかということを知りたかったんですけども、何もないから。これはきょう持って帰ってもいいということですね。その場合、地元のいろんな要望がありまして、例えば小さい要望なんですけれども、地下道が暗いので、どうか早急にしてほしいと、そういう要望も地元からありますし、今言っている地下道から北へ出た部分の拡幅、道路が中途半端な道路なもので、車が対向できるように拡幅してほしいと。それは用地買収もしなくても、昔から我々、交換地というんですけれども、昔からの里道が約1メートル20センチか1メートル50センチぐらいもあるんですよ。それを利用して拡幅してほしいという要望が以前から地元からありまして、その部分が抜けている

というのか、この図面を、例えば尺土の役員さんに見てもらったときに、あれ、これ前予定してたん、全然入ってないやないかということになりかねませんので、確認だけしておきたかったと。事業区域には北側の拡幅も入っているということで理解してよろしいですね。わかりました。

赤井委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

赤井委員長 ないようであれば、本件につきましても本日はこの程度にとどめたいと思います。

最後に、行財政改革に関する事項についてを議題といたします。

本件につきましては理事者側より報告事項はございませんので、委員の皆様から何か確認事項等があれば、お願いします。確認事項はございませんか。

(「なし」の声あり)

赤井委員長 ないようであれば、本件につきましても本日はこの程度にとどめたいと思います。

お諮りします。

地域活性化事業「新 道の駅建設事業」について、尺土駅前周辺整備事業に関する事項について及び行財政改革に関する事項については、事業の進捗に伴い随時委員会を開催し、審査を必要とすることから、議長に対し、それぞれ閉会中の継続審査の申し出をいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

赤井委員長 ご異議なしと認めます。よって、地域活性化事業「新 道の駅建設事業」について、尺土駅前周辺整備事業に関する事項について及び行財政改革に関する事項については、議長に対し、それぞれ閉会中の継続審査の申し出をいたします。

以上で本日の審査事項は全て終了いたしました。

ここで、委員外議員からの発言の申し出があれば許可いたします。

白石議員。

(白石議員の発言あり)

赤井委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

赤井委員長 ないようですので、委員外議員の発言を終結いたします。

本日は早朝より慎重にご審議いただきましてありがとうございます。

これで総務建設常任委員会を閉会いたします。

閉 会 午前11時48分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

総務建設常任委員会委員長 赤 井 佐太郎